



悠久・雄大な自然と共に生きる
～『海の京都』なぎさ回廊～

丹後沿岸海岸保全基本計画 (変更)

概要版

 京都府

平成 30 年 7 月

 京 都 府



伊根の舟屋



神崎海岸



舞鶴湾



久美浜湾



天橋立

丹後沿岸海岸保全基本計画

京 都 府

農林水産部 農村振興課
Tel: 075-414-5053 Fax: 075-414-5039
E-mail: noson@pref.kyoto.lg.jp

農林水産部 水産課
Tel: 075-414-4992 Fax: 075-414-4939
E-mail: suisan@pref.kyoto.lg.jp

建設交通部 河川課
Tel: 075-414-5282 Fax: 075-432-6312
E-mail: kasen@pref.kyoto.lg.jp

商工労働観光部・建設交通部 港湾局 港湾企画課
Tel: 0773-75-0192 Fax: 0773-75-4375
E-mail: kowan-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会

■ 委員名簿

(敬称略)

委員長	間瀬 肇	京都大学 防災研究所 特任教授
委員	浦尾 たか子	京南倉庫株式会社 常務取締役
	小田 彰彦	天橋立を守る会 会長
	上林 喜寛	京都府漁業協同組合 代表理事専務
	重松 孝昌	大阪市立大学大学院 工学研究科 教授
	長濱 孝次	(一社) 京都府北部地域連携都市圏振興社 京丹後地域本部長

※役職については委員会開催時のもの

■ 事務局

京都府 農林水産部 農村振興課、水産課
 " 建設交通部 河川課
 " 商工労働観光部・建設交通部 港湾局 港湾企画課

■ 関係市町

舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

■ 第1回 丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会 現地視察

○日 時：平成29年10月2日(月)
 12時30分～14時20分
 ○場 所：栗田漁港海岸、宮津港 天橋立地区海岸



第1回丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会 現地視察

■ 第1回 丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会

○日 時：平成29年10月2日(月)
 14時40分～16時20分
 ○場 所：京都府丹後土木事務所 第2,3会議室



第1回丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会

■ 第2回 丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会

○日 時：平成30年4月26日(木)
 13時30分～15時00分
 ○場 所：京都府中丹東土木事務所 第1会議室



第2回丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会

丹後沿岸海岸保全基本計画の変更

丹後沿岸は、福井県境から兵庫県境までの日本海に面した3市2町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）にまたがる延長約315kmの海岸である。

丹後沿岸の大浦半島から久美浜湾に至る海岸線は変化に富み、舞鶴湾、天橋立、伊根湾、経ヶ岬、琴引浜、夕日ヶ浦等、優れた自然景観を有し、東から若狭湾国立公園、丹後天橋立大江山国立公園および山陰海岸国立公園に指定されている。

丹後半島の経ヶ岬より東側には、複雑に入り組んだ海岸線が美しい舞鶴湾や日本有数の景勝地で「日本三景」の一つである天橋立がある。また、伊根湾には国の重要伝統的建造物群保存地区にも選定された「伊根の舟屋」があり、美しい海とあいまった独特な漁村風景が広がっている。

丹後半島の経ヶ岬より西側は山陰海岸ジオパークに認定される等、貴重な地形や地層を有する自然豊かな沿岸が広がっている。また、ポケットビーチや浜詰海岸から久美浜海岸にかけて約7kmにも及ぶ広大な砂浜海岸もあり、自然景観が豊かな海岸である。

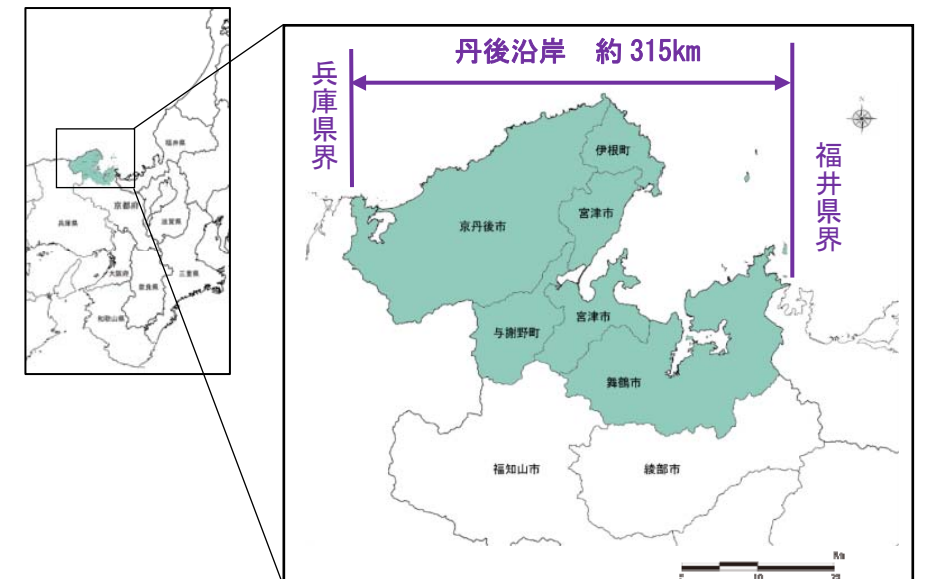
平成11年に海岸法が抜本的に改正されたことにより、これまでの「海岸災害からの防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用」が法目的に追加されたことから、京都府では日本海の厳しい自然が育んだ特色ある風景と、海辺の暮らしを守ることを目標として、「防護」「環境」「利用」の調和のとれた総合的な海岸管理を目指すこととし、平成17年に「丹後沿岸海岸保全基本計画」を策定して事業を進めてきたところである。

その後、平成23年に発生した東日本大震災による甚大な津波被害等を受けて、平成26年に海岸法の一部改正が行なわれ、国が海岸保全基本方針を変更し「津波・高潮等に対する海岸の防災・減災対策の強化」や「海岸保全施設の適切な維持管理」等が追加された。

このため、京都府では海岸保全基本方針の変更や、平成17年以降の新たな海岸に関連する施策等を反映させるため、丹後沿岸海岸保全基本計画を変更するものである。

■ 基本計画対象範囲

福井県境から兵庫県境に至る3市2町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町）延長約315kmの海岸線



丹後沿岸

海岸保全の基本理念

太古から続く、歴史と風土が息づく豊かな海と
海辺の暮らしを未来へと伝承するため
海岸保全に取り組む

悠久・雄大な自然と共に生きる ～『海の京都』なぎさ回廊～



海岸保全の基本方針

《防護》

- 誰もが安全に暮らせる海岸
- 効率的に維持管理できる海岸



- 海岸保全施設の整備
- 砂浜の保全による海岸防護機能の確保
- 効率的かつ効果的な施設の維持管理

《環境・景観》

- さまざまな生物が生息する豊かな海岸
- すぐれた自然景観を有する海岸



- 良好な動植物生息環境の保全
- 自然浄化機能の保全
- 景観に配慮した海岸保全施設の整備
- 流域一環の環境配慮と土砂管理
- 海岸ゴミ対策の実施

《親水・利用》

- 誰もが身近に親しめる海岸
- 安全かつ快適に活動、活用できる海岸



- 生活空間としての海辺の保全
- 海辺へのアクセスの確保とバリアフリー化
- 砂浜の保全による海岸利用の向上
- 関連計画との整合

留意すべき重要事項

■ 関連計画との整合性の確保

地域が一体となった計画の推進が重要であることから、海岸保全施設の整備等を実施するに当たっては、関連・近隣の開発、保全、環境保全および京都府国土強靱化地域計画等の諸計画と常に調整、整合を図り、地域の総合的な保全、整備に貢献する。

■ 関係機関との調整・連携

海岸保全基本計画を適切かつ効果的に遂行するため、海岸関係部署等で構成される連絡調整に関する会議により、海岸だけでなく海域、陸域も含めた広範囲な分野にわたる連携を図るとともに、連続した海岸線を保全するためには、隣接する沿岸の海岸管理者とも連携を図ることが必要である。

■ 地域住民の参画と情報公開

地域住民等の参画や必要な海岸に関する情報提供を積極的に行うことにより、海岸に対する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民が海岸づくりに積極的に関わる環境を形成するものとする。

■ 調査・研究の推進

質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、大学や研究機関等と連携を図り、効果的な防災・減災、広域的な海岸の侵食、維持修繕、生態系等の自然環境等、整備に関する調査研究や、新工法等の新たな技術に関する研究開発等を推進する。

■ 地球温暖化・異常気象への対応

地球温暖化に伴う気象・海象の変化や、長期的な海面水位の上昇が懸念されている。このため、潮位、波浪、海水温等についてのモニタリングや地球温暖化による影響の予測・評価を踏まえて、適応策の検討を進める。

■ 海岸協力団体の指定に向けた取組

丹後沿岸では、希少な動植物の保護や様々な海岸利用の促進等、多種多様な維持管理等が求められている。そのため、地域住民やボランティア等の協力が必要となっており、海岸の美化や動植物の保護、海岸の維持等を適正かつ確実にを行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定に向けた取組を推進する。

■ 計画の見直し

防護すべき地域の土地利用や、海岸の利用状況等に応じて、迅速かつ柔軟に海岸関係部署間で十分調整を図った上で、海岸保全区域の見直しや所管区分の変更等を行なう。

また、社会経済状況の変化等に対応し、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を点検し、必要に応じて計画の柔軟な見直し、変更を行うこととする。

海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン区分	No.	海岸・地区名	所管	市町村名	管理	海岸保全施設延長 (m)	施設	新設	改良	維持修繕	配置				変遷地域の状況		維持または修繕の方法	備考					
											規模(現況)	規模(新設・改良)	規模(維持修繕)	地域	状況								
						延長 (m)		天端高 (T.P.+m)		整備延長 (m)		天端高 (T.P.+m)		延長 (m)		天端高 (T.P.+m)							
B-1	52	袖浦港海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	1,105	護岸 安堵 防風堤			●	●	86	400	0.30~1.50	88	4.00	0.30~1.50	京丹後市丹後町中區の一部	住宅地、道路	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	53	中島港海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	1,400	護岸 防風堤	●		●	●	642	4.00~4.50	100	742	4.00~4.50	289	1.70	京丹後市丹後町中區の一部	住宅地、道路、農地	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	54	久瀬海岸	(河)	京丹後市	京丹後市	705	護岸 人工リーフ	●		●	●	200	0.50	284	0.50	505	4.50	京丹後市丹後町久瀬の一部	住宅地、農地、森林	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	55	上野平海岸	(河)	京丹後市	京丹後市	870	護岸		●	●	●	256	4.15	197	4.50	54	1.12~5.50	京丹後市丹後町上野平の一部	住宅地、農地	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	56	竹野港海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	417	安堵 人工リーフ		●	●	●	54	1.12~5.50	54	744	4.30	744	4.30	京丹後市丹後町竹野の一部	住宅地、道路	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	57	後ヶ森海岸	(河)	京丹後市	京丹後市	1,140	護岸 防風堤			●	●	●	90	2.00	2.20~1.50	130	2.20~1.50	90	2.00	京丹後市丹後町久瀬の一部	住宅地、農地、森林	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	58	小瀬海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	907	護岸 人工リーフ		●	●	●	74	2.50	47	-1.50	74	2.50	47	-1.50	京丹後市丹後町久瀬の一部	公園	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する	
	59	小瀬海岸	(河)	京丹後市	京丹後市	432	護岸			●	●	●	328	3.10	328	3.10	328	3.10	京丹後市丹後町久瀬の一部	住宅地、森林	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	60	高瀬川海岸	(河)	京丹後市	京丹後市	1,222	安堵 安堵			●	●	●	230		75		230		京丹後市丹後町高瀬川の一部	住宅地、道路、公園	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
	61	高瀬川海岸	(水)	京丹後市	京丹後市	90	護岸			●	●	●	90	2.60	300	-2.00	300	-2.00	京丹後市丹後町久瀬の一部	住宅地	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する		
B-1	62	高瀬川海岸	(河)	京丹後市	京丹後市	2,293	護岸 防風堤			●	●	1,070	4.24	270		1,070	4.24	京丹後市丹後町高瀬川の一部	住宅地、農地、森林	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	63	久瀬海岸 (南石野津海岸)	(河)	京丹後市	京丹後市	4,098	人工リーフ 人工リーフ	●		●	●	1,540	-2.00	1,600	-2.00	2,000	-2.00	京丹後市久美浜町高瀬川の一部	住宅地、農地	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	64	久瀬海岸 (高瀬川地区海岸)	(河)	京丹後市	京丹後市	3,590	護岸			●	●	3,208	0.71~2.37	656	1.87	3,208	1.87	京丹後市久美浜町高瀬川の一部	住宅地、道路、農地	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	65	久瀬海岸 (高瀬川地区海岸)	(河)	京丹後市	京丹後市	3,090	護岸			●	●	3,640	1.17~1.87	912	1.87	3,640	1.87	京丹後市久美浜町高瀬川の一部	住宅地、道路、農地	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	66	久瀬海岸 (高瀬川地区海岸)	(河)	京丹後市	京丹後市	3,100	安堵 砂浜			●	●	2,771	0.87~2.43	488	1.87	2,771	1.87	京丹後市久美浜町高瀬川の一部	住宅地、道路、農地	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	67	久瀬海岸 (大田地区海岸)	(河)	京丹後市	京丹後市	4,570	護岸			●	●	2,357	1.17~1.87	85	1.87	2,357	1.87	京丹後市久美浜町高瀬川の一部	住宅地、道路、農地	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	68	久瀬海岸 (大田地区海岸)	(河)	京丹後市	京丹後市	1,040	護岸			●	●	710	1.07~1.87	710	1.87	710	1.87	京丹後市久美浜町高瀬川の一部	住宅地、道路、農地	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			
	69	久瀬海岸 (大田地区海岸)	(河)	京丹後市	京丹後市	3,295	護岸			●	●	2,120	1.27~2.57	260	1.87	2,120	1.87	京丹後市久美浜町高瀬川の一部	住宅地、道路、農地	日本海型及び6年に1回程度の定常点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急点検を実施する			

海岸保全の現況と課題

■ 防護面からみた現況と課題

丹後沿岸の入り組んだリアス式海岸や湾形状は、津波や高潮の影響を受けやすい。また、侵食対策工の整備が進められているが、施設の開口部で局部的に侵食が発生している事例もある。さらに、丹後沿岸の海岸保全施設は、老朽化が進行している。

《防護》に関する課題

- 高潮・高波、津波に対する課題
高潮・高波、津波に対する防災機能の向上
- 侵食に対する課題
砂浜確保による海岸防護機能の確保
- 維持管理についての課題
予防保全の考え方に基づいた、計画的かつ効果的な維持又は修繕

■ 環境・景観面からみた現況と課題

丹後沿岸には、景観に優れた海岸が多く存在している。しかし、投棄ゴミや国内外からの大量の海岸漂着物等によって、海岸環境の悪化や海岸機能の低下、漁業への影響等が懸念される。

《環境・景観》に関する課題

- 生物の生息、生育環境の保全
希少な動植物類等の生息、生育環境の維持・保全
- 優れた海岸景観の保全
砂浜の侵食に起因する景観の悪化等に対する海岸景観の保全
- 自然環境に対する人為的影響の緩和
投棄ゴミや国内外からの海岸漂着物等による自然環境への影響の低減
- 砂浜の保全
砂浜の回復、創出、維持・保全

■ 親水・利用面からみた現況と課題

丹後沿岸では、海洋性レクリエーションが盛んに行われている。また、沿岸の観光・利用を促進する様々な計画があり、沿岸を訪れる観光客が年々、増加している。

《親水・利用》に関する課題

- 様々な沿岸利用への配慮
海岸保全施設の整備に当たっては、観光、レクリエーション、港湾、漁業生産活動等、様々な沿岸利用に十分配慮した上で、整備を進めること
- 海辺へのアクセスの確保
海辺へ近づき、海とふれあうためのアクセスの確保やバリアフリー化
- 砂浜の利用
砂浜への車両の乗り入れ等は、砂浜環境に与える影響が大きいため、規制や啓発等により、海岸利用と砂浜環境のバランスを図ること

海岸保全の具体的施策

■ 防護の目標を達成するための施策



■ 様々な災害から海岸を守るため行うこと

海岸およびその背後地の住民の生命や財産を高潮・高波や津波、海岸侵食等による災害から守るため、防護すべき地域および防護水準を定めた上で、実施又は検討する内容をまとめる。

また、老朽化が見込まれる施設の適切かつ効果的な維持管理・更新を推進する。

○ 防護の目標と地域

高潮・高波や津波、海岸侵食等により、海岸背後地の人命や財産等に浸水被害が及ぶと予想される地域を防護する。

○ 防護の考え方

侵食からの防護は、現状汀線の保全を基本とし、必要に応じ汀線の回復を検討する。

高潮・高波等による越波・浸水被害の防護については、設定した外力に対して、施設整備を検討する。

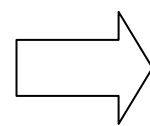
津波に対する防護は、数十年から百数十年に1回程度発生する比較的発生頻度が高い津波を対象とし、地域特性を踏まえた上で、ハード・ソフト施策を組み合わせた総合的な津波防災対策を進める。

○ 防護の目標を達成するための具体的施策

海岸保全施設の整備として、重要度や緊急性並びに地元要望等の地域ニーズを考慮の上、必要な整備を行うこととし、地域特性を踏まえた対策も必要に応じて検討する。

砂浜の保全による海岸防護機能の確保として、潜堤（人工リーフ）等の構造物により砂浜を回復する恒久的手法、養浜等により砂浜を回復する応急的手法があり、海岸の状況に応じた工法を検討の上、実施することが重要である。

効率的かつ効果的な施設の維持管理として、定期的な巡視・点検や維持・修繕等を確実に実施する。



養浜の事例

海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン区分	No	湖岸・地区名	所管	市町 村名	管理	海岸保 全区域 延長 (m)	規模(現況)		規模(新設・改良)		規模(維持修繕)		状況	維持または修繕の方法	備考	
							延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	延長 (m)	天端高 (T.P.+m)				
A-1	1	野瀬海岸	(水)	舞鶴市	舞鶴市	987	160	4.00	60	4.00	160	4.00	住宅地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	維持対策	
	2	徳正浜海岸 (小浜地区)	(水)	舞鶴市	舞鶴市	1,518	128	1.00~1.50	70	2.60	293	2.60	住宅地、森林、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	保全対策 高潮・高波対策	
	3	徳正浜海岸 (三浜地区)	(水)	舞鶴市	舞鶴市	1,175	234	1.50~4.10	223	65	454	1.50~4.10	住宅地、道路、森林	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	保全対策 高潮・高波対策	
	4	瀬崎海岸	(水)	舞鶴市	舞鶴市	789	550	2.00~2.20	550	2.00~4.10	550	2.00~4.10	住宅地、道路、森林	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	保全対策	
A	5	舞鶴港 佐津真地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	4,070	4,192	1.47~1.67			4,192	1.67	舞鶴市佐津真の一部	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	高潮・高波対策	
	6	舞鶴港 平地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,740	1,961	1.52~1.67	1,480	1.67	1,961	1.67	工業用地、住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	高潮・高波対策	
	7	舞鶴港 大津地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,338	1,389	1.67~2.87			1,389	1.67	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	高潮・高波対策	
	8	舞鶴港 長浜地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	382	310	1.67			310	1.67	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	高潮・高波対策	
	9	舞鶴港 戸島地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	900	900	1.97			900	1.97	公園	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	高潮・高波対策	
	10	舞鶴港 加津島地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	210	210	0.67~1.67	210	1.67	210	1.67	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	高潮・高波対策	
	11	舞鶴港 和田地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,719	1,719	1.17~1.87	868	1.67	1,719	1.67	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	高潮・高波対策	
	12	舞鶴港 二尾地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	529	529	1.87			529	1.67	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	高潮・高波対策	
	13	舞鶴港 善多地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	383	383	1.67			383	1.67	港内施設、道路、住宅地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	高潮・高波対策	
	14	舞鶴港 大津地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	701	701	1.17~3.87			701	1.67	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	高潮・高波対策	
	15	舞鶴港 若田地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	1,700	1,600	1.17~1.87			1,600	1.67	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	高潮・高波対策	
	16	舞鶴港 青井地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,000	1,170	0.67~3.77	900	1.67	1,170	1.67	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	高潮・高波対策	
	17	舞鶴港 白砂地区海岸	(港)	舞鶴市	京都府	2,940	1,420	1.87			1,420	1.87	住宅地、道路、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	高潮・高波対策	
	A-2	18	神崎海岸	(河)	舞鶴市	京都府	1,672	1,640	3.79			1,640	3.79	住宅地、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	保全対策 (低波延伸および加幅)
		19	由良海岸	(河)	宮津市	京都府	1,372	840	2.00			840	2.00	住宅地、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	保全対策
		20	家高海岸	(河)	宮津市	京都府	114	114	4.08			114	4.08	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急高潮を監視	保全対策
	A-3	21	瀬田海岸	(水)	宮津市	宮津市	4,289	1,896	1.50~2.50	1,986	1.80	1,896	1.80	住宅地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	維持対策
22		瀬田海岸	(水)	宮津市	宮津市	828	470	1.70			470		住宅地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	維持対策	
23		瀬田海岸	(水)	宮津市	宮津市	828	75	4.00	75	4.00	75	4.00	住宅地、道路	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、津波、高潮等の発生後等必要に応じて緊急高潮を監視する	高潮・高波対策 高潮・高波対策	
24		瀬田海岸	(水)	宮津市	宮津市	459	75	4.70	40	4.70	75	4.70	住宅地、農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急高潮を監視	高潮・高波対策	
25		瀬田海岸	(水)	宮津市	宮津市	35	459	4.31			459	4.31	住宅地、農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急高潮を監視	高潮・高波対策	

海岸保全施設の整備に関する一覧表

ゾーン 区分	No.	海岸・地区名	所管 市町 村名	管理	海岸保 全区域 延長 (m)	施設	新設	改良	維持 修繕	規模(現況)		規模(新設・改良)		規模(維持修繕)		状況	維持または修繕の方法	備考
										延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	整備延長 (m)	天端高 (T.P.+m)	延長 (m)	天端高 (T.P.+m)			
A-4	26	宮津港 田井大里地区海岸	宮津市	京都府	1,900	護岸 突堤	●	●	●	1,854 3基	1,996	1,996	1,996	1,996	1,996	住宅地、遊歩、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	27	宮津港 藤子崎地区海岸	宮津市	京都府	1,150	護岸	●	●	●	1,150	1,996	1,996	1,996	1,996	1,996	住宅地、遊歩、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	28	宮津港 藤子崎地区海岸	宮津市	京都府	720	突堤	●	●	●	720 3基	1,996	1,996	1,996	1,996	1,996	住宅地、遊歩、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	29	宮津港 藤子崎地区海岸	宮津市	京都府	1,740	護岸	●	●	●	1,740	1,996	1,996	1,996	1,996	1,996	住宅地、遊歩、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	30	宮津港 藤子崎地区海岸	宮津市	京都府	1,440	護岸	●	●	●	1,440	1,996	1,996	1,996	1,996	1,996	住宅地、遊歩、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	31	宮津港 杉ノ木地区海岸	宮津市	京都府	820	護岸	●	●	●	820	1,996	1,996	1,996	1,996	1,996	住宅地、遊歩	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	32	宮津港 文珠地区海岸	宮津市	京都府	4,900	突堤	●	●	●	4,900 9基	1,996	1,996	1,996	1,996	1,996	住宅地、遊歩、公園	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	33	宮津港 藤子崎地区海岸	宮津市	京都府	2,560	護岸	●	●	●	2,560	1,996	1,996	1,996	1,996	1,996	住宅地、遊歩、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	34	宮津港 藤子崎地区海岸	宮津市	京都府	3,717	護岸	●	●	●	3,650	1,996	1,996	1,996	1,996	1,996	住宅地、遊歩、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	35	宮津港 藤子崎地区海岸	宮津市	京都府	1,260	護岸	●	●	●	1,260	1,996	1,996	1,996	1,996	1,996	住宅地、遊歩、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	36	宮津港 大畑地区海岸	宮津市	京都府	620	護岸	●	●	●	620	1,996	1,996	1,996	1,996	1,996	住宅地、遊歩、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	37	宮津港 大畑地区海岸	宮津市	京都府	5,010	突堤	●	●	●	3,600 56基	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	公園	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	38	宮津港 大畑地区海岸	宮津市	京都府	2,860	護岸	●	●	●	2,296 35基	2,296	1,996	1,996	1,996	1,996	住宅地、遊歩、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	39	宮津港 白雲地区海岸	宮津市	京都府	1,560	護岸	●	●	●	1,560 4基	3,397	3,397	3,397	3,397	3,397	住宅地、遊歩、農地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	40	宮津港 白雲地区海岸	宮津市	京都府	1,708	護岸	●	●	●	1,157	2,31	1,000	2,47	3,78	2,47	住宅地、遊歩	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	41	宮津港 白雲地区海岸	宮津市	京都府	570	護岸	●	●	●	205	3,90	206	3,90	3,90	3,90	住宅地、遊歩	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	42	宮津港 白雲地区海岸	宮津市	京都府	830	護岸	●	●	●	452	1,00	1,05	1,00	1,05	1,00	住宅地、遊歩	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	43	宮津港 白雲地区海岸	宮津市	京都府	1,000	護岸	●	●	●	834	1,40	3,00	1,40	3,00	1,40	住宅地、遊歩	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	44	宮津港 白雲地区海岸	伊根町	京都府	2,878	護岸	●	●	●	1,412	1,00	832	2,244	1,00	1,00	住宅地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	45	宮津港 白雲地区海岸	伊根町	京都府	970	護岸	●	●	●	495	3,15	5,00	495	3,15	5,00	住宅地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	46	宮津港 白雲地区海岸	伊根町	京都府	304	突堤	●	●	●	180	4,84	140	80	4,84	80	住宅地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	47	宮津港 白雲地区海岸	伊根町	京都府	830	突堤	●	●	●	352	3,50	350	352	3,50	350	住宅地	日常監視及び5年に1回程度の定期点検や地盤、海況、高潮等の発生時等必要に応じて緊急点検を実施する	高潮、高波対策
	48	宮津港 白雲地区海岸	伊根町	京都府	175	堤防	●	●	●	145	4,50	145	4,50	4,50	145	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急点検を実施	高潮、高波対策
	49	宮津港 白雲地区海岸	伊根町	京都府	128	堤防	●	●	●	136	4,30	136	4,30	4,30	136	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急点検を実施	高潮、高波対策
	50	宮津港 白雲地区海岸	伊根町	京都府	205	堤防	●	●	●	214	6,10	214	6,10	6,10	214	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急点検を実施	高潮、高波対策
	51	宮津港 白雲地区海岸	伊根町	京都府	168	堤防	●	●	●	159	6,00	159	6,00	6,00	159	農地	地盤や津波、高潮等の発生後に必要となる場合は緊急点検を実施	高潮、高波対策

■ 海岸環境の整備及び保全のための施策



■ 海岸の豊かな環境を守り育てるため行うこと

様々な生物が生息する海岸、優れた自然景観を有する海岸を未来に引き継いでいくため、実施又は検討する内容をまとめる。

- 良好な動植物生息環境の保全：
海岸林や藻場等、多様な生態系の保全に努める。
- 自然浄化機能の保全：
海岸の持つ曝気機能や、生物浄化機能の保全に努める。
- 景観に配慮した海岸保全施設の整備：
海岸の特性・特徴を踏まえ極力景観に影響を与えないよう配慮し、周辺の景観とのバランスに配慮する。
- 流域一環の環境配慮と土砂管理：
陸域と海域の接合域であり、森林、砂防、河川と一体となり流域一環の配慮、管理を行えるよう、関係機関と連携強化を図る等の対応に努める。
- 海岸ゴミ対策の実施：
海岸ゴミの不法投棄防止を推進し、迅速なゴミ除去に努める。



■ 公衆の適正な利用を促進するための施策



■ 誰もが利用しやすい海岸を創るため行うこと

身近に親しめ、安全かつ快適に活動、活用できる海岸づくりを目標に、地域の人々や訪れる人々の様々な利用を促進するため実施、検討する内容をまとめる。

- 生活空間としての海辺の保全：
地域の生活の場としての海岸の役割を十分認識し、地元の意見を反映し、その地域の生活利用に十分配慮するよう努める。
- 海辺へのアクセス確保とバリアフリー化：
必要な箇所において、海岸の特性を生かしたアクセス施設を整備し、利用度向上を図る。
- 砂浜の保全による海岸利用の向上：
砂浜の保全に積極的に取り組み、観光的側面だけでなく、地域住民の利用にも配慮する。
- 関連計画との整合：
海岸の状況により、背後地の道路や公園と連携した海岸保全施設の整備や、海岸保全施設自体を観光資源として位置付け、整備を進める等、関連計画との整合を図る。



整備ゾーンと保全の方向性

■ 各ゾーンの整備方針

B-2 久美浜ゾーン



66 久美浜地区海岸

《防護》

老朽化した施設の維持管理や改良を進める。

《環境・景観》《親水・利用》

親水性を持たせ、海岸利用を活性化できるように護岸整備を推進し、エリア全体の繋りの向上を図る。

B-1 京丹後ゾーン

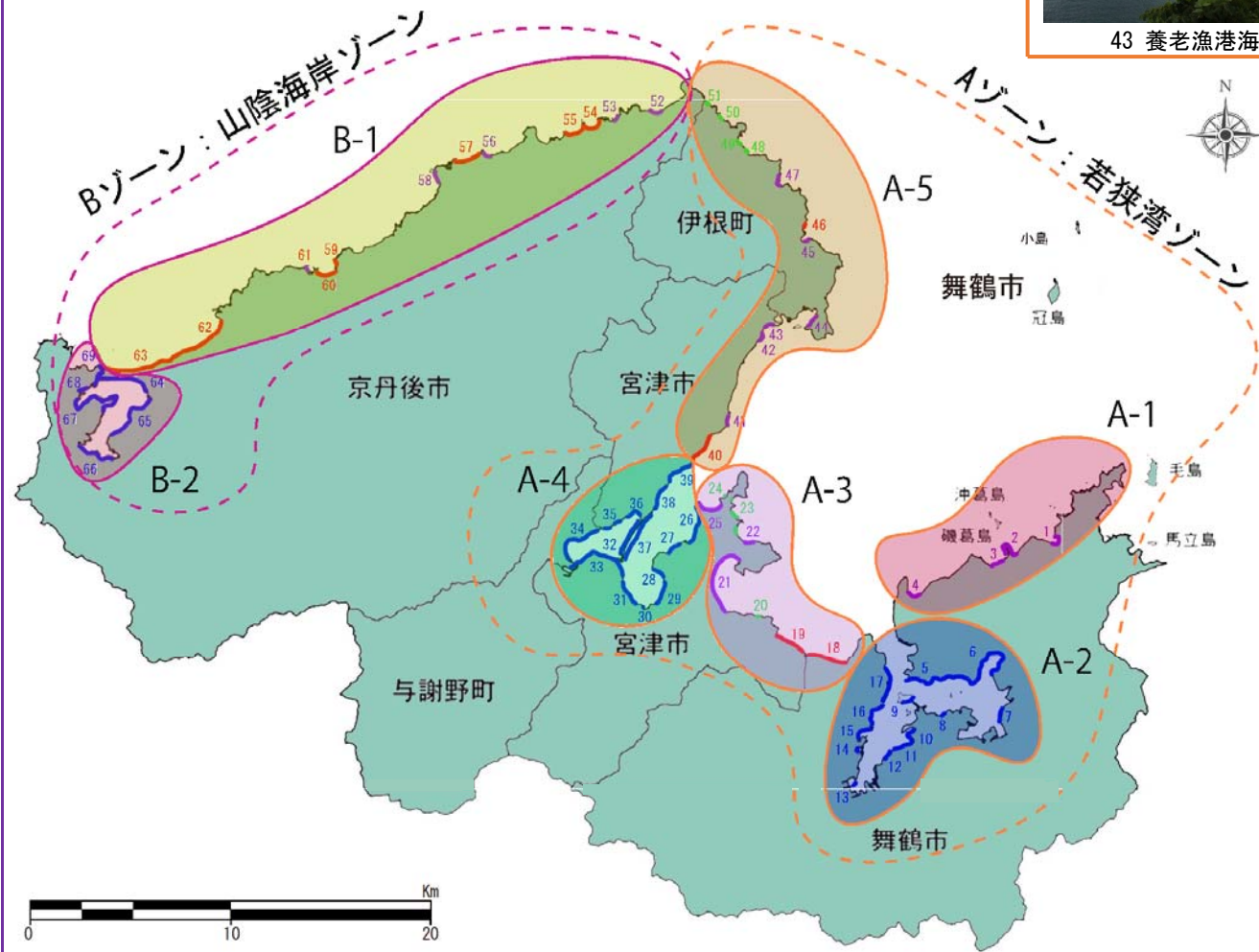


53 中浜漁港海岸

A-5 宮津・伊根ゾーン



43 養老漁港海岸 (大島地区)



海岸保全施設の維持又は修繕

海岸保全施設は、海岸およびその背後地の住民の生命や財産を高潮・高波や津波、海岸侵食等による災害から防護しており、長期間供用される施設である。施設の老朽化により防護機能の低下が懸念されるため、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造を勘案して、適切な維持又は修繕を行う。

- 堤防（緩傾斜堤を含む）、護岸（緩傾斜護岸を含む）、胸壁等
施設前面の洗掘、沈下等の損傷や劣化を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施し、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。
- 突堤（ヘッドランド含む）、離岸堤、消波堤・消波工、潜堤（人工リーフ）
洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等を定期的に点検し、変状の発生位置や劣化の進行状況に応じて適切に維持又は修繕を実施することにより、施設の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。
- 砂浜
浜幅や砂浜の状況を定期的に点検し、変状の発生位置やその進行状況に応じて、サンドリサイクル等の適切な対策を図る。港湾や河川事業から発生する土砂等を活用し、砂浜の機能を継続的に確保しつつ、ライフサイクルコストの低減を図る。



胸壁（パラペット）の亀裂



施設の老朽化



鉄筋の露出



離岸堤の沈下

海岸保全施設の現状

海岸保全施設の新設又は改良

< 施設の種類 >

- 現時点で最適と考えられる工法を選定しているが、今後、海岸地形の変化や保全対策に係る知見の発展に加え、地元の意見も踏まえ、より適切な工法となるよう常に見直しを行い、整備を実施する。
- 現在調査中、工法検討中等で詳細計画が未決定の箇所についても、現段階で想定している計画内容を挙げる。実施に当たっては、地元の意見も踏まえ詳細な検討を行う。
- 整備する海岸保全施設の種類は、堤防や護岸、砂浜、消波堤や消波工、離岸堤、突堤（ヘッドランド含む）、潜堤（人工リーフ）等とする。

< 施設の規模 >

- 海岸保全施設の整備延長とするが、計画の内容又は進捗度に応じ、整備計画のある海岸の海岸保全区域（指定・予定を含む）延長としている箇所を含む。施工延長、断面形状等は、実施に当たり詳細な検討を行う。

< 施設の配置 >

- 現況汀線（海岸線）沿いの配置とするが、実施に当たっては詳細な検討を行う。



様々な施設

整備する海岸保全施設の種類

《防護》

冬季風浪による侵食の傾向が見られる海岸については、海岸保全施設により対策を行う。

《環境・景観》《親水・利用》

貴重な地形や自然環境、動植物等の保全・回復に努める。

A-1 大浦ゾーン



2 竜宮浜漁港海岸(小橋地区)

《防護》

侵食や高潮・高波対策等の海岸保全対策を進める。

《環境・景観》《親水・利用》

漁業等の生活利用に配慮し、海水浴場や釣り公園等の海洋レクリエーション機能の向上を図る。

《防護》

背後に漁村が密集する地域では、ソフト対策と一体となって、人命や資産を守る。

《環境・景観》《親水・利用》

各地域に合った海岸保全施設を十分検討する。

A-2 舞鶴湾ゾーン



15 吉田地区海岸

《防護》

老朽化した施設の維持管理や改良を進める。

《環境・景観》《親水・利用》

豊かな港湾機能との調和を図り、湾形状の自然環境を活かした利用の促進を図る。

A-3 由良・栗田ゾーン



22 島陰漁港海岸

《防護》

侵食が進んでいる海岸については、砂浜の保全を図る。

《環境・景観》《親水・利用》

海岸環境を損なうゴミや漂着物問題について、官民一体となって対策を進める。

A-4 宮津湾ゾーン



26 田井矢原地区海岸

《防護》

老朽化した施設の維持管理や改良を進める。

《環境・景観》《親水・利用》

天橋立と調和した優れた海岸景観の保全を図る。

丹後沿岸 海岸保全区域 位置図

凡例

- 番号 水管理・国土保全局
- 番号 港湾局
- 番号 水産庁
- 番号 農林振興局

市町村名	No.	海岸・地区名	所管	市町村名	No.	海岸・地区名	所管
舞鶴市	1	野原漁港海岸	(水)	宮津市	35	宮津港 清尻地区海岸	(港)
	2	龍宮浜漁港海岸 (小嶺地区)	(水)		36	宮津港 大塚地区海岸	(港)
	3	龍宮浜漁港海岸 (三浜地区)	(水)		37	宮津港 天橋立地区海岸	(港)
	4	瀬崎漁港海岸	(水)		38	宮津港 江尻地区海岸	(港)
	5	舞鶴港 佐波賀地区海岸	(港)		39	宮津港 日置地区海岸	(港)
	6	舞鶴港 平地区海岸	(港)		40	日置海岸	(河)
	7	舞鶴港 大波地区海岸	(港)		41	養老漁港海岸 (里波見地区)	(水)
	8	舞鶴港 長浜地区海岸	(港)		42	養老漁港海岸 (岩ヶ鼻地区)	(水)
	9	舞鶴港 戸島地区海岸	(港)		43	養老漁港海岸 (大島地区)	(水)
	10	舞鶴港 加津良地区海岸	(港)		伊根町	44	伊根漁港海岸
	11	舞鶴港 和田地区海岸	(港)	45		泊漁港海岸	(水)
	12	舞鶴港 二尾地区海岸	(港)	46		津母海岸	(河)
	13	舞鶴港 喜多地区海岸	(港)	47		浦島漁港海岸	(水)
	14	舞鶴港 大君地区海岸	(港)	48		ヤタバ海岸	(農)
	15	舞鶴港 吉田地区海岸	(港)	49		久僧崎海岸	(農)
	16	舞鶴港 青井地区海岸	(港)	50		カマヤ白石海岸	(農)
	17	舞鶴港 白杉地区海岸	(港)	51		カマヤ海岸	(農)
	18	神崎海岸	(河)	京丹後市		52	袖志漁港海岸
宮津市	19	由良海岸	(河)			53	中浜漁港海岸
	20	奈良海岸	(農)		54	久僧海岸	(河)
	21	栗田漁港海岸	(水)		55	上野・平海岸	(河)
	22	島陰漁港海岸	(水)		56	竹野漁港海岸	(水)
	23	島陰海岸	(農)		57	後ヶ浜海岸	(河)
	24	田井海岸	(農)		58	小間漁港海岸	(水)
	25	栗田井漁港海岸	(水)		59	小浜海岸	(河)
	26	宮津港 田井矢原地区海岸	(港)		60	浅茂川海岸	(河)
	27	宮津港 獅子地区海岸	(港)		61	浅茂川漁港海岸	(水)
	28	宮津港 獅子崎地区海岸	(港)	62	浜詰海岸	(河)	
	29	宮津港 波路地区海岸	(港)	63	久美浜海岸 (箱石葛野湊宮海岸)	(河)	
	30	宮津港 島崎漁師地区海岸	(港)	64	久美浜港 湊宮葛野地区海岸	(港)	
	31	宮津港 杉ノ末地区海岸	(港)	65	久美浜港 浦明神崎地区海岸	(港)	
	32	宮津港 文珠地区海岸	(港)	66	久美浜港 久美浜地区海岸	(港)	
	33	宮津港 須津地区海岸	(港)	67	久美浜港 大明神河内地区海岸	(港)	
	与謝野町	34	宮津港 岩滝地区海岸	(港)	68	久美浜港 円崎地区海岸	(港)
				69	久美浜港 大向地区海岸	(港)	

(河)：水管理・国土保全局、(港)：港湾局、(水)：水産庁、(農)：農林振興局

